

令和8年4月1日

都内 障害福祉サービス事業所・施設 御中

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

福祉・介護職員等処遇改善加算の計画書の提出について

日頃から、東京都の障害福祉行政について、御理解、御協力をいただきありがとうございます。
東京都において標記に係る計画書を下記のとおり受付することといたしましたのでお知らせいたします。

1 概要

令和8年度（令和8年4月サービス提供分から令和9年3月サービス提供分）において、令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算の算定を希望する場合は、計画書の提出をお願いいたします。

令和7年度以前に計画書を提出されている事業者についても、令和8年4月以降に加算を算定しようとする場合、必ず改めて計画書の提出が必要です。

2 提出期間

令和8年4月1日(水)から令和8年4月15日(水) 23時59分まで

※上記期限は、福祉・介護職員等処遇改善加算を4月又は5月から算定開始する場合の計画書の提出期限です。上記期限を過ぎた場合、福祉・介護職員等処遇改善加算は6月以降の適用となります。

（例：4月16日～5月15日までに提出いただいた場合は6月からの適用となります。）

※6月から新たに対象となる相談支援のサービスのみの法人の届出は6月15日（月）が締切です。

3 提出書類

障害者サービス情報より計画書のダウンロードをお願いいたします。

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=022-065>

※障害については、体制等状況一覧表等の届出（体制届出）の提出は不要です。

※前年度と比べて区分の変更や事業所の増減がある場合でも、年度の最初の計画書については変更届不要です。

4 提出方法

原則、以下の提出フォームから御提出をお願いいたします。

【加算計画書】令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算の計画書届出について

<https://logoform.jp/form/tmgform/1472289>



※来庁されての持込や、郵送・FAX・メールによる提出は、受け付けておりません。

※提出が都に到達した場合、入力されたメールアドレス宛に「送信完了メール」が届きます。

※提出先は、上記ホームページに掲載している「提出先・問合せ先」も併せて御確認ください。

5 お問合せ

御不明点等ございましたら、以下の問合せフォームから質問を承ります。計画書の提出期限との兼ね合いにより、問合せフォームでの問合せ受付は、令和8年4月1日（水）から令和8年4月9日（木）までといたします。それ以降のお問合せは、お電話にてお願いいたします。

【加算問合せフォーム】 令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算計画書等について



<https://logoform.jp/form/tmgform/1472355>

6 その他

- ・障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金については、別に計画書の提出が必要になります。また、補助金の要件には、令和8年度中に処遇改善加算の算定を誓約することが要件となっておりますので、御注意ください。
- ・今後も、処遇改善加算の計画書や実績報告書の提出依頼に関する東京都からの御連絡は、原則メールや東京都障害者サービス情報への掲載のみとさせていただく予定です。つきましては、**東京都へのメールアドレスの登録**をお願いいたします。登録については、**東京都障害者サービス情報のホームページに掲載している各サービス窓口**まで、御問合せください。

7 注意事項

- ・令和6年度の実績報告未提出及び修正対応中の場合は令和8年度の計画書を受け付けることはできません。
- ・記入漏れがあった場合は加算の対象にはなりません。
- ・賃金改善を行ったうえで令和9年7月に実績報告を提出する必要があります。
- ・「誓約」を選択した場合は令和9年3月までに要件整備を行う必要があります。
- ・計画書の内容と賃金改善を行う方法等について職員全員に周知をしない場合は加算を受け取る要件を満たしていることにはなりません。
- ・下記（1）～（3）に該当した場合は返還または処遇改善加算の取消となります。
 - （1） 処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善が行われていない。
 - （2） 賃金水準の引き下げを行いながら特別事情届け出書の届出が行われていない等大臣基準告示及び通知に記載の算定要件を満たさない場合。
 - （3） 虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合

東京都 福祉局 障害者施策推進部
地域生活支援課 処遇改善担当